

報道関係者 各位

令和8年9月25日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 松下 真一

室長補佐 二石 和伸

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakkyoku@mhlw.go.jp

鹿児島県最低賃金を「時間額1,090円」に引き上げます

～効力発生日は、令和8年10月25日です～

鹿児島労働局長（永野 和則）は、鹿児島県最低賃金を64円引き上げ、時間額1,090円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月10日、鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会（会長 川口 俊一）に対し諮問を行い、同審議会は、8月26日、現行の時間額1,026円を64円引き上げ（引上率6.24%）、1,090円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて鹿児島労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、9月11日に鹿児島県最低賃金を時間額1,090円とする決定を行い、本日（9月25日）、官報公示を行いました。

効力発生日は、令和8年10月25日となります。

鹿児島労働局では、引き続き、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

1 最低賃金について

（1）適用される労働者の範囲

鹿児島県最低賃金は、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

また、1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合（地域別最低賃金と特定最低賃金〔産業別最低賃金〕が競合する場合）には、最低賃金額の高い方の最低賃金が適用されます。

なお、今回改正された鹿児島県最低賃金は、平成26年12月26日発効の百貨店・総合スーパー最低賃金の693円、令和3年12月17日発効の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の842円及び令和7年12月28日発効の自動車（新車）小売業最低賃金の1,048円を上回っていることから、令和8年10月25日から同業種に従事する労働者に対しても鹿児島県最低賃金が適用されます。

（２） 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、基本給と諸手当（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。）が対象となります。

最低賃金の対象から除外する賃金は次のとおりです。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 所定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（３） 過去10年間の改正状況

年 度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
時 間 額	737円	761円	790円	793円	821円
引 上 額	22円	24円	29円	3円	28円
引 上 率	3.08%	3.26%	3.81%	0.38%	3.53%

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
時 間 額	853円	897円	953円	1,026円	1,090円
引 上 額	32円	44円	56円	73円	64円
引 上 率	3.90%	5.16%	6.24%	7.66%	6.24%

2 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

（１） 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。（別添1リーフレット参照）

お問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（Tel0120-366-440）または、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel099-222-8446）にお尋ねください。

(2) キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。（別添1リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課（Tel099-219-5101）にお尋ねください。

(3) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。（別添1リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel099-223-8239）にお尋ねください。

(4) 人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。（別添1リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課（Tel099-219-5101）にお尋ねください。

(5) 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。（別添1リーフレット参照）

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課（Tel099-219-5101）にお尋ねください。

(6) 専門家派遣・相談等支援事業（鹿児島働き方改革推進支援センター）

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の実現に向けて、中小企業・小規模事業者等を対象に、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に向けた取組を支援するため、様々な関係機関と連携し、労務管理・企業経営等の専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施しています。（別添2リーフレット参照）

また、各種助成金の相談にも応じています。